

第 4 章

基本理念実現に向けた施策の展開

第4章 基本理念実現に向けた施策の展開

施策体系

基本目標 1 人と人がつながり、支え合う、地域づくり

- ① 地域住民等が集う場・拠点づくり
- ② 誰もが活躍できる機会の創出



基本目標 2 福祉教育の推進と地域福祉を進める担い手の育成

- ① 地域福祉活動に関する情報の発信
- ② 市民活動・ボランティアへの参加の促進
- ③ 地域福祉を担う人材の発掘・育成
- ④ 社会福祉法人による公益的活動への支援



基本目標 3 包括的な支援の体制づくり

- ① 相談支援体制・情報提供の充実
- ② 多様な主体のつながりの構築・強化
- ③ 権利擁護等の推進
- ④ 支援を必要とする人への取り組みの推進



基本目標 4 安全で安心な地域づくり

- ① 地域力・防災力を高める取り組みと感染症対策の推進
- ② すべての人にやさしい地域づくり
- ③ 再犯防止における取り組みの推進



基本理念を実現するための施策の柱として、以下の4つの基本目標を掲げ、本計画を推進していきます。

なお、項目・関連計画における表記は以下の通りです。

-  → 子ども・子育て支援事業計画
-  → 障害者計画・障害福祉計画第2期障害児計画（チャレンジド・プラン奄美）
-  → 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
-  → 健康あまみ 21
-  → 自殺対策計画

関連計画の表記がない項目→該当する個別計画はないが取り組むもの

基本目標 1 人と人がつながり、支え合う、地域づくり

① 地域住民等が集う場・拠点づくり

地域の課題解決のためには、多数の市民が集い・交流し、地域の課題に気づき・共有することが重要です。世代を超えた交流が図られるよう、地域住民が集う場の提供等の支援を行うとともに、地域の困り事を集約し、解決する場や団体の活動拠点づくりを進めます。

項目・関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が取り組むこと
児童や保護者の交流の場、子育て支援拠点の充実 	就学前の児童やその保護者が交流できる場や、地域で母子が安心して暮らせるように交流できる地域子育て支援拠点の充実を図ります。	・社会福祉法人 ・NPO 法人	★地域サロン等、地域住民が交流できるイベントや事業に積極的に参加したり、地域でイベントを企画したりするなどし、参加者同士の交流を深めます。
子育てしやすい環境づくりの推進 	妊娠期から出産後の乳幼児期、その後の子育ても含め継続的に適切な情報提供を行うとともに、保護者の育児上の不安や悩みを話し合える育児教室等を開催し、楽しく子育てができる環境づくりに努めます。	・民生委員・児童委員 ・母子保健推進員 ・はぐくみ・育ち見守り隊 ・ファミリー・サポート・センター ・子育てサロン・サークル ・子育て支援センター	★身近な地域で市民が気軽に集える場・拠点づくりを進め、地域の困り事を集約し、解決できる場所になるよう取り組みます。
介護予防、健康づくり、通いの場づくりと担い手支援 	誰もが健康に暮らせるよう、地域での介護予防や健康づくりを行う「通いの場」づくりを推進するとともに、取り組みを担う住民リーダーを支援し、活動の継続を図ります。	・老人クラブ ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体	

項目・ 関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が 取り組むこと
サロン活動の 充実と地域コ ミュニティづ くり 	各地区のサロン活動を充実し、 地域コミュニティづくりを促進し ます。	・自治会 ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体	
既存施設や空 き家等の活用	既存の施設や空き家等を活用し た地域の「拠点づくり」を推進 し、地域交流や住民が集える場 としての活用に努めます。	・自治会 ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体	
認知症カフェ の推進 	認知症の方及びその家族が気軽 に参加し、相談等もできる認知 症カフェの開催を推進します。	・医療機関 ・高齢者サービス事業所 ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体 ・認知症の人と家族と支 援者の会	
障害、世代を超 えた交流の場 の提供     	高齢者や障害のある人、子ども 等が世代や地域を超えた交流で きる場の提供に向け、関係機関 との連携を図ります。 建設予定の「奄美市子育て・保 健・福祉複合施設」を拠点とし て、世代間交流の場の提供と、 誰もが気軽に相談できる体制づ くりを行います。	・自治会 ・奄美地区地域自立支援 協議会 ・奄美地区障害者等基幹 相談支援センター ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体	

② 誰もが活躍できる機会の創出

地域福祉を推進するためには、市民がそれぞれ支える側と受ける側に分かれるのではなく、誰もが地域で役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現が重要です。市民の誰もがあらゆる分野の活動に参加し、活躍できる機会の確保・提供を推進します。

項目・ 関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が 取り組むこと
高齢者や障害 者の社会参加 と生きがいづ くり  	高齢者や障害がある人の社会 参加と生きがいづくりを推進し ます。	・シルバー人材センター ・老人クラブ ・障害福祉サービス等事 業所 ・奄美地区地域自立支援 協議会 ・奄美地区障害者等基幹 相談支援センター ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体	★地域での活動に興 味を持ち、自ら活 動の情報を収集し ます。 ★老人クラブ活動に 積極的に参加しま す。

項目・ 関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が 取り組むこと
子ども・若者の 地域活動への 関心・参加の促 進 子 障 高 健 自	子どもや若者が地域活動に興 味を持ち、参加できる工夫や働 きかけを行います。	・自治会 ・学校 ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体	★地域の活動に積極 的に参加します。
移動に困難を 抱える人への 支援 障	外出支援サービスの周知・利用 を促進し、移動に困難を抱える 人の外出を支援することで、自 立と社会参加の促進を図りま す。	・奄美地区地域自立支援 協議会 ・奄美地区障害者等基幹 相談支援センター ・障害福祉サービス等事 業所 ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体	
人と人がつな がる環境づく り 子 障 高 健 自	福祉・教育・環境・産業・まちづく り等、分野を超えて人と人がつ ながる場や環境づくりに取り組 みます。	・奄美市社会福祉協議会 ・まちづくり協議会 ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体	★誰でも参加がしや すいよう、団体の 活動内容等につい て様々な媒体を用 いて情報発信を行 います。

基本目標 2 福祉教育の推進と地域福祉を進める担い手の育成

① 地域福祉活動に関する情報の発信

地域における福祉の担い手育成には、地域福祉に関心を持つ人を増やし、学びから活動につなげることが重要です。そのため、行政及び関係団体は、市民に学ぶ機会を提供し、地域福祉意識の向上を図ることで地域福祉活動への参加を推進します。また、幼児期から福祉に関して学び、地域と連携した活動への参加を通して、地域福祉に関する理解や関心を高めていくことを目指します。

項目・関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が取り組むこと
地域福祉の啓発 	住民一人ひとりの福祉意識の醸成に向けて、広報、ホームページ等を活用して、地域福祉の重要性や「自助」「共助」の考え方、地域の福祉課題についての啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美市社会福祉協議会 ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体 ・民生委員・児童委員 ・母子保健推進委員 ・はぐくみ・育ち見守り隊 	<ul style="list-style-type: none"> ★福祉に関心を持ち、福祉に関して学ぶ場に積極的に参加します。 ★福祉について、世代や立場に関わらず話し合い、考える場をつくりま
福祉に関する情報提供 	地域で相談を受け止める住民等が、適切な支援につなぐことができるよう、福祉制度・サービス等の情報提供や研修等の支援を行います。		<ul style="list-style-type: none"> ★子どもの頃から福祉に目を向けられるよう、地域や家庭内でのきっかけづくりに取り組みます。
福祉に関する学習機会の提供 	住民の福祉意識の向上のため、福祉に関するシンポジウムやセミナー、学校への出前講座等の学習機会の開催を推進します。		

② 市民活動・ボランティアへの参加の促進

継続的な地域福祉の推進には、福祉に関心を持ち、活動に参加した人を継続的な活動につなげていくことが大事です。市民活動やボランティア活動への支援を通じ、「やりがいがある」取り組みを推進し、地域活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

項目・ 関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が 取り組むこと
市民活動・ボランティア活動への参加の促進	奄美市ボランティアセンター（社会福祉協議会）と連携し、市民活動やボランティア活動に関する情報発信の推進や活動支援・相談支援に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美市社会福祉協議会 ・自治会 ・奄美看護福祉専門学校 ・民生委員・児童委員 ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体 	<ul style="list-style-type: none"> ★ボランティア活動等について関心を持ち、情報を収集します。 ★講座等に参加し、市民活動やボランティアのスキルアップに努めます。 ★地域の活動に積極的に参加します。
	小・中学校と連携し、子どもの頃からボランティア活動に触れる機会をつくり、将来の担い手づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校 ・奄美市社会福祉協議会 ・民生委員・児童委員 ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体 	

③ 地域福祉を担う人材の発掘・育成

少子高齢化が進行し、家族だけでなく社会による支援が必要とされる現在において、今後も福祉的支援を継続して提供できる体制を維持することを目的に、地域における支え合いに取り組む人材や専門的な福祉的支援に携わる人材の確保と育成に取り組みます。

項目・ 関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が 取り組むこと
福祉を担う人材の育成 	関係機関と連携し、中長期的な地域福祉を担う人材の育成や専門的な福祉人材確保に向けた取り組みを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美市社会福祉協議会 ・民生委員・児童委員 ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体 	<ul style="list-style-type: none"> ★福祉分野における人材養成講座等に参加します。 ★保育士や介護士等の有資格職の経験を活かし、地域活動に役立てます。
専門職の育成 	保育士や放課後児童クラブ支援員、療育従事者、教職員の研修・研究の機会を拡充し、資質の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・名瀬地区保育連合会 ・奄美地区児童クラブ連合会 ・学校 ・障害福祉サービス等事業所 ・奄美療育ネットワーク 	
手話通訳者等の養成・利用促進 	手話通訳者及び手話通訳奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員養成講座の周知・参加促進により、養成を図るとともに、制度の周知を図り、イベント・講演会等における利用促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美地区地域自立支援協議会 ・奄美地区障害者等基幹相談支援センター ・障害福祉サービス等事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ★手話通訳者及び手話通訳奉仕員等の養成講座に参加し、聴覚障害への理解を深めます。

項目・ 関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が 取り組むこと
生活支援コー ディネーター との連携 	地域の見守り・支え合い活動の 仕組みづくり等をコーディネー トする生活支援コーディネータ ーと連携し、地域住民主体によ る支え合いづくりを推進しま す。	・自治会 ・民生委員・児童委員 ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体	★地域のよいところ や課題をとらえ、 暮らしやすい地域 づくりに向けた取 り組みに参画しま す。
認知症サポ ーターの養成 	認知症の人を地域で見守り支 える認知症サポーター養成講 座を開催し、認知症サポーター や、地域等における認知症サポ ーターのリーダー的人材を養 成します。	・民生委員・児童委員 ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体 ・認知症の人と家族と支 援者の会	★認知症の人が安心 して暮らせるよ う、認知症に対す る理解を深めま す。
ゲートキーパ ーの養成 	悩みや、自殺の危険のあるサイ ンに気づき、適切な対応をと り、必要時相談窓口につなげら れるようゲートキーパー養成 講座を開催します。		★ゲートキーパーの 役割を担い、地域 の人が安心して生 活できるよう努め ます。

④ 社会福祉法人による公益的活動への支援

社会福祉法人は法人の持つ高い公益性を鑑み、地域の福祉ニーズ等を踏まえながら地域における公益的な取り組みを実施することが求められています。市内の社会福祉法人と連携を図り、地域のニーズに応じた活動を支援します。

項目・ 関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が 取り組むこと
地域のニーズ に関する情報 提供 	地域の実情に応じた公益的な 取り組みが社会福祉法人によっ て行われるよう、社会福祉関係 機関と連携し、地域のニーズに 関する情報提供を行います。	・社会福祉法人	★民生委員・児童委 員や自治会等の地 域見守り会議を通 じて、市や社会福 祉協議会、社会福 祉法人等へ地域ニ ーズに関する情報 提供を行います。
公益的な活動 への取り組み 	社会福祉法人の法人間や地域 とのネットワーク強化を推進 し、地域における公益的な活動 を支援します。		★社会福祉法人につ いては、地域に対 して活動内容を発 信するとともに、 地域の課題解決に 向けた公益的活動 に取り組みます。

基本目標3 包括的な支援の体制づくり

① 相談支援体制・情報提供を充実

世帯構造やライフスタイルの変化によって多様化・複雑化する福祉課題に対応するために、各分野に係る部署や窓口の連携によって構築される総合相談の体制を整備し、適切な支援へとつなげます。また、各分野の相談機能の強化にも取り組み、市全体での福祉体制の底上げを進めていきます。

項目・ 関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が 取り組むこと
包括的な相談 支援体制の整 備	既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な新たな支援体制を構築するために、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業について検討していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者団体 ・学校 ・奄美地区障害者等基幹相談支援センター ・障害福祉サービス等事業所 ・母子寡婦福祉会 ・奄美市社会福祉協議会 ・民生委員・児童委員 ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体 	<p>★心配事や困り事は周囲の人や相談窓口等に相談します。</p> <p>★困っている人がいたら声をかけたり、相談に乗ったり、必要なサービスを紹介したりします。また、相談内容等必要に応じて、関係機関につなげます。</p>
	制度の狭間における問題等への対応として、アウトリーチによる相談支援等を推進し、総合相談窓口機能の整備について検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美市社会福祉協議会 ・民生委員・児童委員 ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体 	
	住民や地域で活動するさまざまな団体等への研修や周知・啓発を進めることにより、近所付き合いや地域の交流活動、見守り活動等における、身近な地域での「気づき」を促していきます。		
	「地域包括支援センター」や地域における多様な関係機関と連携し、包括的な相談体制の強化と機能の充実を図ります。		
	健康寿命の延伸・フレイル予防等住み慣れた地域で自立した生活を送るため、個々の相談支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体 	

項目・ 関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が 取り組むこと
障害がある人 への情報提供 	手話通訳や要約筆記等、障害がある人等に配慮した情報提供を推進します。必要に応じて、音読や点字サービスによる情報提供を行います。	・障害者団体 ・奄美地区障害者等基幹相談支援センター	★心配事や困り事は周囲の人や相談窓口等に相談します。 ★困っている人がいたら声をかけたり、相談に乗ったり、必要なサービスを紹介したりします。また、相談内容等必要に応じて、関係機関につなげます。
子育て世代への支援 	「子育て世代包括支援センター」において、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行い、安心して子育てができるようきめ細やかにサポートします。また、親子同士の交流促進や育児相談等を行う「子育て支援センター」をはじめ、関係機関との連携強化を図り、子育てしやすい環境づくりを進めます。 「子ども家庭総合支援拠点」機能を検討するとともに、関係機関と連携しながら支援の必要な子どもとその家庭及び妊産婦の実情の把握、相談対応等適切な支援を行います。	・保育所 ・幼稚園 ・ファミリー・サポート・センター ・母子保健推進員 ・はぐくみ・育ち見守り隊	
児童生徒への支援	児童生徒が抱える課題や取り巻く環境に着目し、学校と福祉関係機関との連携による支援を行います。	・学校	
障害がある人への支援 	障害のある人やその家族への支援の充実を図ります。 障害のある人の自立した日常生活を支援するため、奄美地区地域自立支援協議会地域各種専門部会の相談体制の充実を図ります。	・奄美地区障害者等基幹相談支援センター ・障害福祉サービス等事業所	
ひとり親家庭への支援 	ひとり親家庭への相談と支援の充実を図ります。	・母子寡婦福祉会	

② 多様な主体のつながりの構築・強化

多様化・複雑化する地域の福祉課題に柔軟かつ迅速に対応するためには、庁内の関係課や地域における多様な主体が連携・協働しながら、横断的に課題に対応することが重要です。庁内における連携体制を強化し、各事案に応じた支援に努めるとともに、地域課題の解決に向けた多様な主体のつながりの強化を支援します。

項目・関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が取り組むこと
庁内・庁外における連携体制の強化 	地域福祉計画推進委員会を定期的に開催し、市の保健・福祉施策を総合的かつ効果的に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会 ・保健・福祉・医療関係団体 ・NPO 法人 	★日頃から地域とつながりを持ちます。 ★地域で活動する団体同士で定期的な情報共有やネットワークの構築を行います。
	庁内各課を横断したサポート体制を構築し、困難な事例等に対する連携的な支援や会議の開催等、情報共有や包括的な支援の推進に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護支援センター 	
	地域の相談機能の強化に向けて、民生委員・児童委員と地域の各団体、専門機関等とが情報交換やニーズ把握を行い、連携できる取り組みを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員 ・在宅介護支援センター 	
	地域ケア個別会議において、介護・医療・福祉の関係者が連携を図り、課題解決や支援方法等についての協議・検討を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護支援センター 	
	奄美市要保護児童対策地域協議会において、児童虐待等への対応を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校 ・警察 ・児童相談所 	
	奄美地区地域自立支援協議会各種専門部会を開催し、地域における障害のある人等への支援体制についての協議を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美地区障害者等基幹相談支援センター ・障害福祉サービス等事業所 	
	地域全体で心の健康課題や自殺に関する問題を共有、協議、自殺対策計画の評価をするために、自殺対策地域ネットワーク会議を開催し、包括的な自殺対策に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策地域ネットワーク会議に所属する団体 	

③ 権利擁護等の推進

住み慣れた地域で誰もが自分らしく暮らすためには、一人ひとりの権利が守られていることが重要です。成年後見制度等の普及啓発、虐待防止対策等を通して、各制度等の理解促進を図るとともに、市民の権利を守ることができるよう取り組みを推進します。

項目・ 関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が 取り組むこと
権利擁護の推進 	成年後見制度の利用促進に向け、中核機関と協働し、制度の普及啓発や養成を行った市民後見人の活用など、必要な人に必要な制度利用が行えるよう、地域における連携ネットワークの構築を推進します。	・奄美市社会福祉協議会 ・障害者団体 ・奄美地区障害者等基幹相談支援センター ・障害福祉サービス等事業所	★相手を思いやる気持ちを大切にします。 ★権利や人権等についての理解や知識を深め、必要に応じて支援を行います。
DV や虐待への 取り組み 	子どもの人権を守るため、要保護児童対策地域協議会により、関係機関が連携し、共通認識のもとに児童虐待等対策の推進を図ります。 DV（ドメスティックバイオレンス）や高齢者、障害のある人、児童に対する虐待に対し、相談先の更なる周知や地域の見守りの強化等による早期発見・早期対応に取り組みます。	・学校 ・警察 ・児童相談所	★虐待に対する知識を深めるとともに、地域で虐待の兆候を発見した際には、専門機関への通報等を行います。

④ 支援を必要とする人への取り組みの推進

一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく暮らせる地域社会を目指すには、様々な課題を抱え、地域で社会的に孤立しているなど、支援が必要な人を把握し、地域や関係機関が連携し、支援へ結び付けていくことが重要です。

生活困窮者だけでなく、社会的孤立者や就労・居住に課題を抱える者への支援、保健・医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰の支援、自殺対策等、複合的な課題を抱える人や制度の狭間にある人への支援も含め、包括的な支援を推進します。

項目・ 関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が 取り組むこと
生活困窮者への支援	関係機関・団体等と連携し、生活困窮者の早期発見に努め、生活困窮者自立支援法に基づいた包括的な支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美市社会福祉協議会 ・自治会 ・学校 ・保健・福祉・医療関係機関 ・ハローワーク ・民生委員・児童委員 ・在宅介護支援センター 	<p>★困ったときは一人で抱え込まず、周囲に相談したり、様々な機関を利用したりします。</p> <p>★日頃から近所の見守り活動を行います。</p> <p>★地域に気がかりな人がいたら、声をかけたり、専門機関に相談したりします。</p>
	奄美市内の生活困窮者に対する家計相談対応を図り、生活の安定化を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美市社会福祉協議会 ・NPO 法人 	
	子ども食堂やフードバンク等の活動について広報・啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO 法人 	
障害のある人への支援 	障害者等の当事者組織について、関係団体等と連携した支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者団体 ・奄美地区地域自立支援協議会 ・奄美地区障害者等基幹相談支援センター ・障害福祉サービス等事業所 	
就労支援 	ひとり親家庭等の就労に困難を抱える人に対し、就労相談から定着までの支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美市社会福祉協議会 ・ハローワーク ・奄美地区障害者等基幹相談支援センター 	
子どもの貧困対策	子どもが自身の望む将来を選択できるよう、生活困窮世帯の子どもに対して教育支援や相談支援等、子どもの貧困対策を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校 ・NPO 法人 ・民生委員・児童委員 	
自殺対策の推進 	自殺対策の推進にあたり、関係機関と連携し、相談支援の充実や、普及啓発を行います。また、未遂者支援、遺された人への支援にも努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所 ・NPO 法人 	

基本目標 4 安全で安心な地域づくり

① 地域力・防災力を高める取り組みと感染症対策の推進

わたしたちの生活は、保健、医療、福祉、介護の分野のほかに、安心安全、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活関連分野に大きく影響を受けています。地域の中で、安心して健やかで幸せに生活するために、福祉の分野はもとより、日常的な生活関連分野全般にわたって連携を図りながら、地域力・防災力を高める取り組みを推進します。

また、毎年猛威を振るうインフルエンザや、収束の見えない新型コロナウイルス感染症に対する体制整備も求められています。

項目・関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が取り組むこと
防災に関する啓発	防災に関する知識の普及啓発や自主防災マップの作成の推進を通じて市民の防災意識の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会 ・学校 ・消防組合 ・警察 ・自衛隊 ・海上保安部 ・報道機関 ・地域エフエム 	<p>★安心安全活動や防災啓発活動などの地域活動に積極的に参加します。</p> <p>★災害情報等をしっかりと受け取れるように、日頃から防災に対する意識を高め、必要物資の備蓄や情報収集を行います。</p> <p>★災害時にボランティアとして応急活動や復旧・復興支援に参加します。</p>
	社会福祉関係機関と連携し、防災啓発活動を実施します。また、避難行動支援者利用施設による非常時災害対策計画などの作成を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美市社会福祉協議会 ・社会福祉法人 ・高齢者サービス事業所 ・障害福祉サービス等事業所 ・学校 	<p>★社会福祉関係機関等と協同した避難行動要支援者の把握と情報共有に努め、災害時だけでなく普段から円滑に支援ができるようにします。</p> <p>★避難行動支援者利用施設は、法令に定められたとおり非常時災害対策計画など適正な対策計画の策定に努めます。</p>



項目・ 関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が 取り組むこと
要支援者への 支援の充実 	日常的な生活関連分野全般にわたって連携を図りながら、情報共有に努め、高齢者や障害のある人等の要支援者に対する支援の充実を図り、災害時に備えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会 ・民生委員・児童委員 ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体 ・障害福祉サービス等事業所 	★日頃の地域活動とおして、災害時における要支援者の把握に努めます。
感染症への対策 	<p>感染症予防のための周知啓発を行うとともに、サービス提供事業者等と連携し、訓練の実施や感染症に対する研修を支援します。</p> <p>サービス提供事業所等における、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供事業者 ・奄美地区地域自立支援協議会 ・奄美地区障害者等基幹相談支援センター ・障害福祉サービス等事業所 ・医療機関 ・保健所 	<p>★日頃から感染症予防に対する意識を高め、マスクの着用、手洗いうがいなどの基本的な感染防止対策を行います。</p> <p>★感染症が発生した場合、個人情報の拡散や感染者やその周りの人への不要な連絡を控えます。</p>

② すべての人にやさしい地域づくり

高齢者や障害のある人、子ども、妊婦等の地域で暮らすすべての人が地域社会の中で安全安心に暮らせるようにするためには、環境を整えることが重要です。市の課題でもある、移動に困難を抱える人への支援をはじめ、誰もが使いやすいように施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進、情報アクセシビリティへの配慮等を推進します。また、ハード面の整備だけでなく、地域の人々が相互理解を深め、お互いを尊重し合える社会づくりを推進し、すべての人にやさしい地域をつくります。

項目・ 関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が 取り組むこと
ネット 119 緊急通報システムの周知	聴覚や言語機能に障害がある人などが、音声を使用せずに119番通報できるように、「ネット119緊急通報システム」の周知を図ります。	・消防組合	★行政の施策や関係機関の取り組みについて、支援を必要としている人に伝えます。
ヘルプカードの周知 	障害などで困っている人が周りに支援を求められるように、「ヘルプカード」の周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美地区地域自立支援協議会 ・奄美地区障害者等基幹相談支援センター ・障害福祉サービス等事業所 	

項目・ 関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が 取り組むこと
ブルーゾーンの周知 	障害のある人など合理的配慮を必要とする人のために、「ブルーゾーン」(優先駐車場)の設置を推進し、周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美地区地域自立支援協議会 ・奄美地区障害者等基幹相談支援センター ・障害福祉サービス等事業所 	★行政の施策や関係機関の取り組みについて、支援を必要としている人に伝えます。
緊急通報システムの周知 	突発的に生命に危険な症状の発生する疾病を有する高齢者等が急病等の緊急時に迅速に適切な対応を図ることができるように、「緊急通報システム」の周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・消防組合 	
認知症高齢者等見守りネットワークの活用 	認知症の人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、「認知症高齢者等見守りネットワーク」として、事前登録者の情報をネットワーク機関で共有し、地域ぐるみの日常の見守りや緊急時の早期発見を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体 	★地域に気がかりな人がいたら、声をかけたり、専門機関に相談したりします。
バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進     	公共施設や道路・公園、公共交通等について、高齢者や障害のある人をはじめとするすべての人が快適に使用することができるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化を積極的に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美地区地域自立支援協議会 ・奄美地区障害者等基幹相談支援センター 	★バリアフリー等が未整備の場所や施設では、支援が必要な人に対する声かけや手助けを行います。
子育てしやすい環境づくりの推進  	外出中に誰でも気軽におむつ交換や授乳が行える赤ちゃんスペースの設置を市全体で取り組み、子育て中の家族が安心して外出できる環境づくりを推進します。		
情報のバリアフリー化の推進	ウェブアクセシビリティに対応した市ホームページを運営し、情報のバリアフリー化を図ります。		

項目・ 関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が 取り組むこと
障害への啓発 	広報紙や市公式サイト等により、障害のある人に対する理解や差別の解消等を図るための普及啓発活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美地区地域自立支援協議会 ・奄美地区障害者等基幹相談支援センター ・障害福祉サービス等事業所 	<p>★地域で暮らす様々な人と交流し、相互理解を深めるとともに、お互いを尊重し合います。</p> <p>★ジェンダー平等への理解を深めます。</p>
ジェンダー平等の啓発	性別問わず全ての人々が自分らしく生活できるよう、ジェンダー平等意識向上のための啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校 	

③ 再犯防止における取組の推進（奄美市再犯防止推進計画）

平成 28 年 12 月の再犯の防止等の推進に関する法律（以下、再犯防止推進法という）の施行に伴い、本市でも安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止施策の推進に取り組みます。なお、下記項目をもって、再犯防止推進法第 8 条に基づく「奄美市再犯防止推進計画」として位置づけます。

項目・ 関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が 取り組むこと
就労支援	障害者就業・生活支援センターや、生活困窮者自立支援制度、職業適性検査など、国や県及び市の福祉的支援制度を活用して、犯罪をした者等の年齢、障害種別、障害の程度といった特性に応じ、適切に就職及び就労定着を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就業・生活支援センター ・奄美地区地域自立支援協議会 ・奄美地区障害者等基幹相談支援センター ・障害福祉サービス等事業所 ・ハローワーク ・コレワーク九州 ・鹿児島少年鑑別所 	
住居の確保	奄美市が設置する生活困窮者自立相談窓口において、住居の確保に向けた相談支援を行います。		
福祉サービスの提供	福祉事務所と検察庁・保護観察所・矯正施設等との連携を強化し、犯罪をした者等のうち生活に困窮する者や障害者等の福祉的支援が必要な者に対して、円滑に必要な福祉サービスを提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・検察庁 ・保護観察所 ・矯正施設 ・ゆずり葉の郷 	<p>★行政の施策や関係機関の取り組みについて、支援を必要としている人に伝えます。</p>

項目・ 関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が 取り組むこと
児童生徒と保 護者への相談 支援	小中学校へのスクールカウンセ ラー及びスクールソーシャルワ ーカーを通して、様々な悩みを 抱える児童生徒・保護者に対 して適切に相談支援を行います。	・学校	★地域に気がかりな 人がいたら、声を かけたり、専門機 関に相談したりし ます。
ネットワー ク体制の構築	問題を抱える少年等の立ち直り を支援し、社会と関わる機会を 確保するため、学校、警察、児 童相談所等関係機関との連携 を図り、日常的なネットワーク体 制を構築します。	・学校 ・警察 ・児童相談所	
社会貢献活動 への支援	犯罪をした者や更生支援が必要 な者に対し、社会貢献活動が行 われる場合には、その実施に協 力します。	・保護観察所 ・警察 ・刑事司法関係機関 ・BBS会	
更生保護の啓 発	市町村ホームページや広報誌に おいて、更生支援に携わる民間 ボランティアの活動について周 知し、市民の理解の促進に努め ます。	・保護司会 ・更生保護女性会 ・BBS会	★更生保護への理解 を深めます。
再犯防止に関 する広報・啓発 活動の推進	再犯防止推進啓発月間である 7月を中心に、本計画を広く市 民に広め、理解を促進します。	・保護観察所 ・保護司会	★“社会を明るくす る運動”へ積極的 に参加します。
更生支援会議 の実施	学識経験者、刑事司法関係機 関、更生保護関係団体、医療保 健・福祉、教育関係機関、雇用 関係機関、市町村及び地域の民 間団体で構成する更生支援会 議を設置し、継続的に情報交 換・共有を行います。	・刑事司法関係機関 ・更生保護関係機関 ・医療保健・福祉・教育・ 雇用関係機関	
転入・転出を繰 り返す者への 支援	奄美市への転入・転出を繰り返 す犯罪をした者等への支援と して、奄美市へ何度戻ってき ても受け入れ、何度でも支えて いく支援ができる体制づくりを 推進します。	・保護観察所 ・保護司会	